

ID: 1700

担当部署: 建設水道部 建築課 指導係

処分の概要	定款又は資金計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第134条第1項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】	<p>法第134条の規定による。 (定款又は資金計画の変更)</p> <p>第134条 組合は、定款又は資金計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。</p> <p>2 第121条及び第123条の規定は、前項の規定による認可について準用する。この場合において、同条第2項中「組合の成立又は定款若しくは資金計画」とあるのは「定款又は資金計画の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「その変更について第134条第1項の規定による認可があった際に従前から組合員であった者以外の」と読み替えるものとする。</p> <p>3 組合は、事業に要する経費の分担に関し定款又は資金計画を変更しようとする場合において、マンション敷地売却事業の実施のための借入金があるときは、その変更についてその債権者の同意を得なければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年7月1日	最終変更年月日	年 月 日